






生活介護（R6報酬改定）

長崎県障害福祉課

省令・告示






- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号） \[741KB\]](#) 
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号） \[295KB\]](#) 
- ・ [PDF 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号） \[459KB\]](#) 
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号） \[2.5MB\]](#) 
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第88号） \[413KB\]](#) 

報酬関係

[ページの先頭へ戻る](#)

通知・事務連絡

障害者総合支援法関連通知

- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について \[6.0MB\]](#) 
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について \[2.1MB\]](#) 
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について \[1.3MB\]](#) 
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について \[573KB\]](#) 
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について \[624KB\]](#) 

厚労省ホームページ

- ▶ 生金
- ▶ 他分野
- ▶ 組織別
 - ▶ 各種助成金・奨励金等の制度
 - ▶ 審議会・研究会等
 - ▶ 国会会議録
 - ▶ 予算および決算・税制の概要
 - ▶ 政策評価・独法評価

関連リンク

-  ▶ [情報配信サービスメルマガ登録](#)
-  ▶ [子どものページ](#)

携帯ホームページ

他にも通知やQ&Aが掲載されていますので要確認です。

報酬告示

生活介護に係る部分から一部抜粋

5人以下は
重心の方を
対象とする
児童のサー
ビスとの多
機能型のみ
算定

所要時間は
生活介護計
画に定めた
標準的な時
間に応じて
算定

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が5人以下

① 所要時間3時間未満の場合

（一）区分6	669単位
（二）区分5	500単位
（三）区分4	347単位
（四）区分3	310単位
（五）区分2以下	283単位

算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
加算

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

（一）区分6	1,288単位
（二）区分5	964単位
（三）区分4	669単位
（四）区分3	599単位
（五）区分2以下	546単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

② 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 区分 6	836単位
(二) 区分 5	625単位
(三) 区分 4	434単位
(四) 区分 3	387単位
(五) 区分 2 以下	353単位
③ 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,003単位
(二) 区分 5	750単位
(三) 区分 4	520単位
(四) 区分 3	465単位
(五) 区分 2 以下	423単位
④ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,170単位
(二) 区分 5	875単位
(三) 区分 4	607単位
(四) 区分 3	543単位
(五) 区分 2 以下	495単位
⑤ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,628単位
(二) 区分 5	1,218単位
(三) 区分 4	845単位
(四) 区分 3	755単位
(五) 区分 2 以下	689単位
⑥ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,672単位
(二) 区分 5	1,250単位
(三) 区分 4	866単位
(四) 区分 3	775単位
(五) 区分 2 以下	706単位
⑦ 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	

(一) 区分 6	1,147単位
(二) 区分 5	853単位
(三) 区分 4	585単位
(四) 区分 3	524単位
(五) 区分 2 以下	476単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分 6	1,108単位
(二) 区分 5	820単位
(三) 区分 4	562単位
(四) 区分 3	496単位
(五) 区分 2 以下	453単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分 6	1,052単位
(二) 区分 5	785単位
(三) 区分 4	543単位
(四) 区分 3	487単位
(五) 区分 2 以下	439単位
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分 6	1,039単位
(二) 区分 5	774単位
(三) 区分 4	541単位
(四) 区分 3	484単位
(五) 区分 2 以下	434単位

8 時間以上は、障害者支援施設が実施する生活介護事業は算定不可

10人以下は
重心の方を
対象とする
児童のサー
ビスとの多
機能型のみ
算定

㊦	区分6	1,733単位
㊧	区分5	1,312単位
㊨	区分4	927単位
㊩	区分3	837単位
㊪	区分2以下	767単位
(2)	<u>利用定員が6人以上10人以下</u>	
①	<u>所要時間3時間未満の場合</u>	
㊦	区分6	649単位
㊧	区分5	485単位
㊨	区分4	336単位
㊩	区分3	301単位
㊪	区分2以下	274単位
②	<u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>	
㊦	区分6	812単位
㊧	区分5	607単位
㊨	区分4	420単位
㊩	区分3	376単位
㊪	区分2以下	343単位
③	<u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
㊦	区分6	974単位
㊧	区分5	727単位
㊨	区分4	504単位
㊩	区分3	452単位
㊪	区分2以下	411単位
④	<u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
㊦	区分6	1,136単位
㊧	区分5	849単位
㊨	区分4	588単位
㊩	区分3	526単位
㊪	区分2以下	480単位
⑤	<u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	

介護を除く。注4において同じ。)の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)~(5) (略)

1の2 イについては、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ、現に要した時間ではなく、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（指定障害福祉サービス基準第223条第1項において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（特定基準該当生活介護に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（以下「生活介護計画等」という。）に位置付けられた内容の指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定する。

1の3 イの(1)及び(2)については、重症心身障害者につき児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業と併せて指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指

て同じ。)の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)~(5) (略)

(新設)

所要時間は生活介護計画に定めた標準的な時間に応じて算定

10人以下は重心の方を対象とする児童のサービスとの多機能型のみ算定

定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、1日につき所定単位数を算定する。

1の4 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護については、イの(1)の⑦、(2)の⑦、(3)の⑦、(4)の⑦、(5)の⑦、(6)の⑦、(7)の⑦、(8)の⑦、(9)の⑦及び(10)の⑦は算定しない。

1の5・1の6 (略)

2・3 (略)

(削る)

4 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、ハについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 注6に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

8時間以上は、障害者支援施設が実施する生活介護事業は算定不可

1の2・1の3 (略)

2・3 (略)

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、ハについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 注7に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項



省令・告示

- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号） \[741KB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号） \[295KB\]](#)
- ・ [PDF 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号） \[459KB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号） \[2.5MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第88号） \[413KB\]](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

通知・事務連絡

障害者総合支援法関連通知

- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について \[6.0MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について \[2.1MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について \[1.3MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について \[573KB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について \[624KB\]](#)

報酬関係

厚労省ホームページ

- ▶ 生金
- ▶ 他分野
- ▶ 組織別
 - ▶ 各種助成金・奨励金等の制度
 - ▶ 審議会・研究会等
 - ▶ 国会会議録
 - ▶ 予算および決算・税制の概要
 - ▶ 政策評価・独法評価

関連リンク

- ▶ [情報配信サービスメルマガ登録](#)
- ▶ [子どものページ](#)

携帯ホームページ

他にも通知やQ&Aが掲載されていますので要確認です。

留意事項通知

114頁以降から生活介護

プ等支援加算の取扱いについて
止・介護職員処遇改善加算、福

祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。

(6) 生活介護サービス費

① 生活介護の対象者について

生活介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。

(一) 50歳未満の利用者である場合 区分3(施設入所支援を併せて受ける者)にあっては区分4)以上

(二) 50歳以上の利用者である場合 区分2(施設入所支援を併せて受ける者)にあっては区分3)以上

(三) 第556号告示第2号から第5号までのいずれかに該当する者)であって、(一)及び(二)以外の者

② 生活介護サービス費について

(一) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定することとする。

所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。

現 行

算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて
報酬告示第5の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。

(6) 生活介護サービス費

① 生活介護の対象者について

生活介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。

(一) 50歳未満の利用者である場合 区分3(施設入所支援を併せて受ける者)にあっては区分4)以上

(二) 50歳以上の利用者である場合 区分2(施設入所支援を併せて受ける者)にあっては区分3)以上

(三) 厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号(以下「第556号告示」という。))第2号から第5号までのいずれかに該当する者)であって、(一)及び(二)以外の者

② 生活介護サービス費について

(一) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分及び利用定員に応じた報酬単価を算定することとする。

生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。

なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。

また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。

ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。

イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、

障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。

エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。

（二）報酬告示第6の1の注1の3については、主として重症心身障害者を通わせる当該多機能型生活介護事業所に重症心身障害者以外が利用している場合、当該利用者についても報酬告示第6の

（新設）

改正後	現行
<p><u>1のイの(1)又は(2)の区分で報酬を算定する。</u></p> <p><u>(三) 報酬告示第6の1の注1の4については、指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できない。なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができる。</u></p> <p><u>(四) 共生型生活介護サービス費について</u></p> <p>共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</p> <p>ア 対象となる事業</p> <p>指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等、第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等又は第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>イ 共生型生活介護サービス費の区分について</p> <p>(i) 共生型生活介護サービス費(I)</p> <p>指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所又は第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>(ii) 共生型生活介護サービス費(II)</p> <p>指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(三) 共生型生活介護サービス費について</u></p> <p>共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</p> <p>ア 対象となる事業</p> <p>指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等、第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等又は第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>イ 共生型生活介護サービス費の区分について</p> <p>(i) 共生型生活介護サービス費(I)</p> <p>指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所又は第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>(ii) 共生型生活介護サービス費(II)</p> <p>指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介</p>